



おたんじょう
おめでとう



さめいふくを
お祈りします

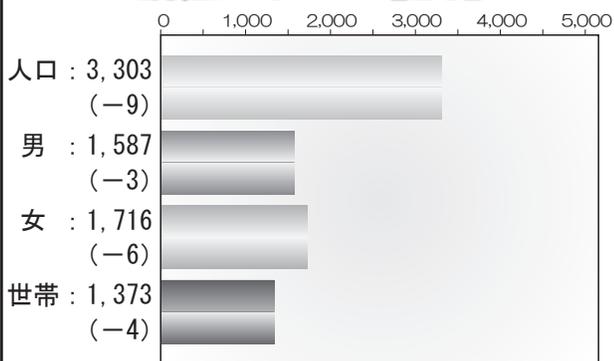
《休日の死亡届について》

【受付時間】午前8時30分～午後3時

※来庁前に役場（日直）に電話連絡してください。

☎79-2111（休日の連絡先）

藤里町三三統計



☆ 8月31日現在・()内は前月比
出生:2人・死亡:5人・転入:5人・転出:11人

交通死亡事故ゼロ

6,235日

無火災

206日

(平成30年9月20日現在)

商工会からのお知らせ

「藤里町お買い得商品券」はご好評いただき、おかげさまで完売いたしました。ありがとうございました。
なお、ご利用有効期限は平成30年12月31日までとなっておりますので、お忘れのないようご利用ください。

【お問い合わせ先】藤里町商工会 ☎79-1529

夜間人権特設相談所の開設

いじめ、登記、家庭内や近隣間のもめ事などの問題、困りごとを抱えている方は、お気軽にご相談ください。

【日時】10月3日（水）午後6時～午後9時

【場所】開発センター 1階 和室

【お問い合わせ先】

藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113

【地域の人権擁護委員】

- ◇佐々木 明 美さん（川原町）
- ◇石岡 重 幸さん（中町）
- ◇齊藤 忠 安さん（根城岱）

《こちらをご利用ください》

みんなの人権110番 ☎0570-003-110
法務局能代支局 ☎54-4111

※いずれも利用できる日時は、平日午前8時30分～午後5時15分です。

平成30年10月1日から
秋田県最低賃金が改定されます

平成30年10月1日から、24円引き上げられ時間額「762円」となります。

※最低賃金は、臨時、パート、アルバイト等、県内の全ての労働者に適用され、最低賃金額以上の賃金を支払わないと、最低賃金法違反となります。

※賃金は、精皆勤手当、家族手当、通勤手当、時間外手当、賞与等を除いた額が最低賃金額以上でなければなりません。

※月給や日給の場合は、時間額に換算したものが最低賃金額以上でなければなりません。

詳しくは、秋田労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署までご照会ください。

【お問い合わせ先】

秋田労働局賃金室 ☎018-883-4266
能代労働基準監督署 ☎52-6151